

登米市放課後児童クラブの利用料について

(1) 利用料の区分

利用料は、下表に基づき、利用する区分が増えるごとに加算されます。ただし、平日と長期休業日を利用する場合は、長期休業日の利用料が半額となります。

【利用料】

利用区分		利用料の額	
		平日を利用する場合	平日を利用しない場合
平 日 (月～金)		1 月当たり 3,000 円	-
長期休業日 (月～金)	学年始休業日	1 期間当たり 750 円	1 期間当たり 1,500 円
	夏 季 休 業 日	1 期間当たり 3,600 円	1 期間当たり 7,200 円
	冬 季 休 業 日	1 期間当たり 900 円	1 期間当たり 1,800 円
	学年末休業日	1 期間当たり 750 円	1 期間当たり 1,500 円
土 曜 日		1 月当たり 1,200 円	

※長期休業日は、月曜日から金曜日までとなります。長期休業日の土曜日を利用したい場合は、土曜日の利用区分をお申し込みください。

※夏季休業日、冬季休業日は該当する月に利用料を分割してご負担いただきます。

※振替休業日（一時利用を除く）の利用料は、平日及び土曜日の利用料に含まれます。

※保護者会費については、保険料やおやつ代等の実費徴収分となりますので、現在と同様にご負担いただきます。

【毎月の利用料の納入例】

①全ての利用区分（平日、長期休業日（学年始、夏季、冬季、学年末）、土曜日）を利用する場合

区分	年総額	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
平日	36,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
土曜日	14,400	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
学年始	750	750											
夏季	3,600				1,800	1,800							
冬季	900									450	450		
学年末	750												750
合計	56,400	4,950	4,200	4,200	6,000	6,000	4,200	4,200	4,200	4,650	4,650	4,200	4,950

②長期休業日（学年始、夏季、冬季、学年末）と土曜日を利用する場合

区分	年総額	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
平日	0												
土曜日	14,400	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
学年始	1,500	1,500											
夏季	7,200				3,600	3,600							
冬季	1,800									900	900		
学年末	1,500												1,500
合計	26,400	2,700	1,200	1,200	4,800	4,800	1,200	1,200	1,200	2,100	2,100	1,200	2,700

（２）利用料の多子軽減

同一世帯において利用児童が複数人いる場合の利用料は、２人目の利用料は半額、３人目以降は無料となります。多子軽減が適用となるのは、重複している月のみです。

【人数の数え方】

次の順に、１人目を決定します。

① 平日を利用する児童、平日を利用しない（長期休業日や土曜日だけを利用する）児童、一時利用のみの児童の順（利用区分の変更時などに順位が変わります）

② ①が同順の場合は、生まれの早い児童の順

※ 第１子、第２子、第３子の順にならない場合がありますのでご注意ください。

（３）利用料の免除

次の免除事由に該当する世帯は、利用料の免除を受けることができます。免除を受ける場合には、免除申請書を提出いただく必要があります。

	免 除 事 由	免除額等	必要書類
1	利用児童の属する世帯が生活保護受給世帯	全額	生活保護受給者証の写し
2	利用児童の属する世帯が前年度市町村民税の非課税世帯	全額	18 歳以上の世帯全員分の前年度非課税証明書の写し （※令和６年度（令和５年中の所得内容が分かるもの）の市町村民税非課税証明書）
3	所有又は居住する住宅が自然災害等により損害を受けた場合	全額または一部	罹災証明書 （半壊または全壊）
4	利用児童が傷病等やむを得ない理由（家庭の都合を除く）により連続して15日以上欠席した場合	欠席した期間の全額（日割り計算）	欠席を証明する書類 （診断書、入院等の期間がわかる領収書等）

※免除申請及び提出先については、利用決定後にお知らせいたします。

（４）利用料の不返還

利用申込していた児童が児童クラブを利用しない日があっても、利用料の返還はいたしません。ただし、利用料の額に変更が生じた場合（免除事由に該当した場合など）はこの限りではありません。